

消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料の改定について

1 消費税率(地方消費税率を含む。)改定に伴う対応

令和元年10月1日から消費税率(地方消費税率を含む。)が8%から10%に引き上げられることに伴い公の施設の使用料について改定を行う予定です。

2 改定のスケジュール

- ・令和元年9月議会に使用料改定に係る条例改正案を上程
- ・令和2年4月1日から消費税率改定に伴う新料金適用(6カ月の周知期間を設けます。)

3 使用料改定の基本的な考え方

- (1) 現在の使用料を1.08で割ります。(税抜き価格を求めます。)
- (2) (1)で求めた金額の10円未満を切り捨てます。(少額のものを除く。)
- (3) (2)で求めた金額に1.1をかけます。(税込価格を求めます。)
- (4) (3)で求めた金額の10円未満を切り捨てます。⇒実際にお支払いいただく金額

【使用料(一部抜粋)】

(単位:円)

施設名	区分		現在の 使用料	現在の税抜 使用料	税抜10円 以下切捨	改定後の 使用料 (案)
市民会館	小ホール 平日	午前	8,600	7,963	7,960	8,750
		午後	17,200	15,926	15,920	17,510
		全日	43,200	40,000	40,000	44,000
	大ホール 平日	全日	64,800	60,000	60,000	66,000
六華苑	入苑料 一般	個人	460	426	420	460
		団体	390	362	360	390
パブリックセンター	大研修室	午前	3,330	3,084	3,080	3,380
		午後、夜間	4,560	4,223	4,220	4,640
		全日	12,450	11,528	11,520	12,670
	学習室	午前	2,090	1,936	1,930	2,120
		午後、夜間	2,840	2,629	2,620	2,880
		全日	7,770	7,195	7,190	7,900
日進まちづくり拠点施設	大研修室	午前	1,600	1,482	1,480	1,620
		午後、夜間	2,210	2,047	2,040	2,240
		全日	6,020	5,575	5,570	6,120
多目的ホール	使用料 (全室)	午前	8,700	8,056	8,050	8,850
		午後	11,700	10,834	10,830	11,910
		全日	29,600	27,408	27,400	30,140

4 条例の規定について

- ・現在、条例には税込み価格を規定しておりますが、上記3(2)で求めた税抜き価格を記載します。
- ・その上で「この金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を使用料とする」
「この場合、算出して得た1件の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」と定めます。
- ・窓口やホームページなどでは、上記3(4)の金額を表示します。